

# 第92回札幌市緑の審議会

## 会 議 録

日 時：2022年8月30日（火）午後2時開会  
会 場：ホテルモントレエーデルホフ札幌12階ルセルナホール

## 1. 開 会

○事務局（中田みどりの推進課長） 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第92回札幌市緑の審議会を開催いたします。

私は、審議会の事務局を担当しております建設局みどりの推進部みどりの推進課長の中田と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

初めに、事務局から報告事項がございます。

本日は、委員16名中、15名の方のご出席を予定しており、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定により、定足数である過半数に達しておりますので、この会議が有効に成立していることを報告申し上げます。

なお、猿子委員からは、本日、急遽欠席となる旨、事前にご連絡をいただいております。

## 2. 挨拶

○事務局（中田みどりの推進課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、天野建設局長よりご挨拶申し上げます。

○天野建設局長 札幌市建設局長の天野でございます。

開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から札幌市の緑化行政に特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、まずもって感謝を申し上げます。また、本日は今年度第1回目の審議会でございますが、大変お忙しい中、ご出席をいただきました。重ねてお礼を申し上げます。

さて、この緑の審議会は、ご案内のとおり、昭和52年に設置され、以来40年以上にわたって、札幌市の緑の保全と創出に関わる重要事項についてご審議をしていただきました。一昨年令和2年3月には、札幌のまちづくりの方向性を見定め、みどりづくりの今後の総合的な指針となる第4次札幌しみどりの基本計画を策定したところでございます。そうした中で、今回は、前回に引き続きまして、札幌市森づくり基本方針と都心のみどりづくり方針の二つについてご報告し、議論をいただきます。

一つ目の札幌市森づくり基本方針についてですが、前回までは、（仮称）札幌市森林基本方針という名称としておりましたが、今回からは、札幌市森づくり基本方針という名称とさせていただきます。この基本方針は、二酸化炭素の吸収や自然災害の防止など、森林の重要性が高まりを見せる中、今後の札幌市の森林施策の方向性を示すものでございます。

また、二つ目の都心のみどりづくり方針につきましては、みどり豊かで魅力的な都心の形成を推進するために、都心のみどりについて、目指すべき将来像と取組の方針を示すものでございます。北海道新幹線の札幌延伸や冬季オリンピック・パラリンピックの開催招致を契機として都心部の再開発が進められているさなかでのこの方針策定は、魅力的な都

心のまちづくりを進める上で大変重要であると考えてございます。

本日の議題は、片や森林、片や都心のみどりということで、対象とする場所も内容も異なる、言ってみれば、札幌の空間や環境の多様性を感じさせる議題です。どちらの議題もみどりの基本計画の基本理念である持続可能なグリーンシティさっぽろを実現する上で大切な事柄でございますので、委員の皆様には幅広い見地から忌憚のないご意見やご助言をいただきますようお願いを申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎連絡事項

○事務局（中田みどりの推進課長） 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元には、審議会の次第、座席表、審議会委員の皆様方の名簿、資料1と付番のあります「札幌市森づくり基本方針」の策定に関わる報告について、資料2と付してあります都心のみどりづくり方針の策定に係る報告、以上を皆様方にお配りしております。

ご確認をいただきまして、資料に不備、過不足等がございましたら事務局にお知らせください。

それでは、ここで、本日の審議会におきます新型コロナウイルス感染症対策について申し添えさせていただきます。

本日は、入場時の検温、マスク着用をお願いするとともに、委員席にはアクリル板を設置、その他の座席は間隔を空けて配置しております。会場の皆様方が質疑の際にはマイクをお渡しいたします。ご利用のたびに消毒をさせていただきます。発言の際はマイクをご利用いただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては愛甲会長をお願いいたします。

### 3. 議 事

○愛甲会長 皆さん、お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、本日の議事に入ります。

一つ目は、「札幌市森づくり基本方針」策定に関わる報告についてです。

資料の説明をお願いいたします。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 私からは、札幌市森づくり基本方針の策定についてご報告いたします。

まずは、本日の位置づけの確認です。

2ページになります。

前回3月には全体のアウトラインについてご説明いたしました。その後、学識経験者などで構成する有識者会議を3回実施し、まとまったものを、本日、中間報告させていただきますので、ご意見をいただければと思います。その後、有識者会議、庁内議論を経て、来年には最終報告をさせていただく予定です。

続きまして、札幌市森づくり基本方針は、全体で、基本編、取組編、札幌市森林整備計画の3部構成となっております。本日は、基本編については方向性、取組編についてはその内容についてご説明いたします。

なお、札幌市森林整備計画は、マニュアルに近い内容が多いため、緑の審議会や有識者会議では検討いたしません。

本日の進行についてですが、非常に範囲が広がっておりますので、3部に分けて説明をし、その都度、ご意見やご質問をいただく形で進めさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

5ページをご覧ください。

それでは、早速、第1部です。

第1部では、背景、基本方針について、基本編の作成についての3点をご説明いたします。

まずは、背景としての高まる森林施策の重要性についてです。

6ページです。

前回3月にもご説明いたしましたが、近年では、SDGsへの貢献や、豪雨災害などの増加による土砂災害防止機能や水源涵養機能への期待など、森林の重要性が増しております。そのような中、国内でも法整備などが進んでおりまして、重要なものについて3点ご説明いたします。

一つ目は、森林環境譲与税の開始です。これは、令和6年度から森林環境税を国民1人当たり年に1,000円徴収し、森林環境譲与税として自治体に譲与し、森林整備、木材利用等を促進するものです。

二つ目は、平成31年に施行された森林経営管理法です。この法律について重要な点は2点あり、1点目は公有林や私有林に適切な管理を義務づけたことで、2点目は私有林の整備を市町村に委託することが可能になったことです。

9ページです。

三つ目は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律です。これは、公共建築物等木材利用促進法が改正となったものです。この改正では、木材利用が脱炭素社会の実現に資することを明記し、利用促進の対象に民間建築物を加えました。

以上のように、森林施策の重要性が高まり、法制度等が整ってきた状況です。このような中、札幌市におきましても、森林施策を計画的により一層進めていく必要があることから、札幌市森づくり基本方針を策定することといたしました。

続きまして、基本方針について、その枠組みをご説明いたします。

12ページです。

まず、目的としましては、今後100年を見据えた札幌市の森林と、森づくりに関する本市の取組方針を定めるものです。

13ページです。

この方針は、森林整備、林業の担い手、道産木材の利用促進、自然歩道などを対象としております。森林については、私有林と市有林が対象となっており、右側の地図の真ん中辺りの緑色の部分に該当いたします。

続いて、位置づけです。

この札幌市森づくり基本方針は、札幌市みどりの基本計画の下位に当たる方針です。そして、札幌市森づくり基本方針を基に、今後、森林・林業の各種施策が実施されていきます。その他、札幌市内の関連計画や、北海道や全国の計画とも連動したものとなっております。

この位置づけのうち、上位のみどりの基本計画を確認していきたいと思っております。

みどりの将来像では、良好な自然環境の保全の中で間伐などの管理が行われていることもうたわれております。また、目標としては、森林、草地などの自然環境を適切に維持保全していくこと、そのための方向性として、持続的な森林保全、活用、都市環境林の利活用の推進が挙げられています。

17ページです。

次に、札幌市の関連計画のうち、札幌市気候変動対策行動計画の中からゼロカーボンの考え方について少し触れたいと思っております。

現在は、CO<sub>2</sub>に代表される温室効果ガスについては排出が多い状況です。ゼロカーボンシティの実現においては、温室効果ガスの排出を大きく減少させた上で人間活動でどうしても生じてしまう排出を吸収させなければゼロカーボンとなりません。本市の計画でその吸収が可能なのは森林のCO<sub>2</sub>吸収のみとなっており、森林の重要性が分かります。

次に、基本方針の見直しですが、策定からおおむね10年といたしました。

続きまして、第1部の最後、基本編の作成についてご説明いたします。

冒頭にもお話ししましたが、森づくり基本方針の3部構成の最初の基本編では、森林の役割、機能、森林整備の基礎知識について取り扱いたいと考えております。

21ページに行きます。

その理由ですが、森林・林業は、内容が難しく、また、札幌市民にとってなじみがない中、森林施策の必要性が分からない、木を切ることは悪いことといったイメージをお持ちの方もいらっしゃいます。そこで、森林・林業の理解を進め、マイナスイメージを改善したいという思いから基本編の作成に至りました。

この基本編では、森林の機能や森林整備に関する知識や木材利用に関することなどを図やイラストを中心に分かりやすく説明することを予定しております。これを方針の冒頭に掲げるのは、方針を手にとっていただいた方にまずは森林整備や木材利用の重要性を知っていただきたいという狙いです。

以上で第1部の説明を終わります。

愛甲会長、よろしく願いいたします。

○愛甲会長 三つに分けて説明をするということで、今は、第1部の背景、基本方針について、基本編の作成について説明をしていただきました。

まず、質問などをお受けしたいと思います。

どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

○異委員 背景と方針策定の②の基本方針について、17ページなのですが、2050年ゼロカーボンシティの実現とあります。

どうやって減少させるのかなという不安もあるのですが、増加させるには、森林のCO<sub>2</sub>吸収のみだから、単純に森林を増やそうということですよ。札幌市というのは、イメージ的に山も森もまあまああるような感じですが、さらに木々を植え、森を増やしていくということなのではないでしょうか。ちょっと分からないので、分かりやすく説明していただけたらと思います。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） おっしゃるとおり、札幌市内の森林の量というのは、市内の大体6割ぐらいを占めるということで、相当な量があります。今後、これを増やすことによってCO<sub>2</sub>の吸収を増やしていこうということでもよいのですが、それが基本線とはならないかなと思っております。

我々が考えているのは、森林資源の循環ということで、木を切って、それを利用するのですが、木材を利用している間は二酸化炭素が固定されますので、そういったことでCO<sub>2</sub>の吸収に貢献したいということです。それから、手入れをするということです。放置していると木が密になってきて、CO<sub>2</sub>の吸収率が悪くなります。そうなりますと、林床といまして、いわゆる地面のところに草が生えなくなり、CO<sub>2</sub>の吸収がなお悪くなるわけですが、そこを手入れすることによって森を明るくします。それによって木が成長すれば、CO<sub>2</sub>の吸収が生まれますし、草木が生えてきて、CO<sub>2</sub>の吸収の促進につながります。

これがメインの狙いです。

○異委員 面積は変えないということですが、手入れをしてどれだけ効果を上げていくのかについてのイメージが持てないです。

それから、札幌市内では、農業をやめられ、要らなくなった畑がそのまま放置され、草がぼうぼうになっていますが、あれはみどりなのかみたいな話をたしか結構前に審議会でしたのです。あれは森林にはならないので、どうかは思うのですけれども、みどりに活用することでCO<sub>2</sub>吸収になるのかなと思うのです。

つまり、森林のみで考えていくのは結構難しいように感じますので、市民の方に分かりやすく説明できたらアピールできていくのかなと思います。

○愛甲会長 今、異委員がおっしゃったことは、僕もちょっと思うのですが、具体的に減少と言っているけれども、2050年までにどのぐらい減少させるのか、あるいは、吸収量を増やしていくと言っているけれども、どのぐらいを目指しているのかという見通しは立っているのかということだと思うのです。

要は、面積は変えないと言いますが、整備をしていくことでどのぐらいを目指している

のか、そういう議論はされているのかということを知りたいのではないかと私は受け取ったのですけれども、数値的なものは具体的にはどうなのでしょう。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 気候変動対策行動計画の中では、具体的な削減目標や、森林整備によってこのぐらいの面積を整備し、このぐらい吸収を増やしていきましょうという目標値は立てています。ただ、感覚としてはそれ以上にもっと進めていく必要はあるかなというふうには思っているところで、さらに進めていくためにどうすればいいだろうかについてはこれから課題になってくるかなと思います。

○愛甲会長 分かりました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○竹内委員 前回、森林整備という話を聞いたのですが、私はあまりびんとこず、いきなりという感じに私は捉えてしまったのですね。

長い連休の間に東北をたまたま車で走ったのです。そうしたところ、その場所、場所によって森林整備が随分と進んでいる県というのでしょうか、場所があるのだなと感心したのです。今回、北海道に戻ってきましたが、黒松内なんかでもブナの森林整備などを行っているという話を聞いていますので、見て歩きたいなと思います。

北海道、札幌の人もそうだと思うのですが、森林整備というものに対して認識が全然ないのではないかなという気がします。今回、私もそういうふうに感じますし、場所によって進んでいるところと進んでいないところがあるのではないかなと思います。

私の認識では、札幌市民の皆さんも私と一緒に言うと申し訳ないのですが、ぴんとこない部分があると思うのです。でも、せっかくやるのですから、何とかこれを一般の方々に浸透させられるようにしていただければなと思いました。

○愛甲会長 今の話は次の第2部にもつながることだと思います。要は、背景としての現状について、札幌の森林の整備は果たして遅れているのか、進んでいるのかというところから書いておいてもいいのではないかなというようご指摘でした。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 私も有識者会議のメンバーだったのですが、具体的な数値についてはその会議でも議論はされていません。ただ、先ほどの吸収の量、面積が変わらないのという話についてです。

吸収源としてカウントできるルールというのがあって、手入れされていない森林はカウントしてはいけないなどがあるって、ちゃんと光合成といいますか、CO<sub>2</sub>を吸収できるようなきちんと管理された森林だけをカウントするというルールがあるというのが一つです。

また、森林が成長し、40年、50年とたつと吸収量がどんどん減ってきてしまいます。そうなったら伐採し、新しく植林をしてと継続的にやることでさらに吸収量を増やすということがあります。これはよく知られていることなのですが、そういうことが説明されていないので、そういうところからきちんと丁寧に説明する必要があるなと今聞いていて思いました。

○愛甲会長 山本委員、お願いします。

○山本委員 先ほどの異委員からの発言の補足です。

私の財団でも市町村の温暖化対策の計画の策定のお手伝いなどをしていますが、国が定めたマニュアルにのっとって計算するしかないという状況です。ただ、そこで吸収の話がやっぱり議論で出てきます。市町村によっては、森林整備を進めたほうが吸収源が減るのです。それは、木材利用で蓄積されているということのカウントするすべがないからですよ。ですから、矛盾したことが起こっています。

国の方針や今の使っているですと公になっている計画では、ここに書かれているとおり、森林の吸収のみしかカウントできないと思うのですけれども、前段でも木材利用を促進していくことで炭素固定していきましようと思っておりますので、それも踏まえて、健全な森林を育成するとともに、それを住宅などに使い、固定していきましようということにも触れたほうがいいのかと思います。

また、異委員がおっしゃっていた農地などの吸収源も、今、国で議論されているはずでして、有機農業を促進することで一定の有機物が畑に蓄積されることで吸収源としてカウントできるようになるかと思えます。

これはこの計画には関わらないかもしれないですが、みどりの基本計画のほうにも関わってくるようなことだと思いますので、脱炭素などの話に触れるのであれば、もうちょっと丁寧に幅広く記載されたらいいのかなと思いました。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 木材利用については第3部のほうでご説明させていただくのですけれども、木材利用はこういう理由があって、促進していかなければならないのですよという説明はもちろん必要だと思いますので、本編の中で入れるか、基本編の中でうたうかは別として、丁寧に、分かるように説明させていただきたいなと思えます。

○愛甲会長 ほかにはいかがでしょうか。

○小澤委員 これは後の取組のほうで出てくるかもしれないのですけれども、例えば、森林活用に必要な道路関係のインフラ整備との関係や土木事業との関係の話が出てくるのでしょうか。14ページの基本方針についてということで、このダイアグラムを見ますと、特にそこはうたわれていませんよね。ひよっとすると、ここに書いてあるほかの計画に含まれているのかもしれないけれども、どうなのかということが1点目の質問です。

それから、私も専門ではないので、山の森のほうをそんなに詳しく見ているわけではないのですが、例えば、大きな地震や地滑りといった観点から言って、森づくり、みどりを守るという観点、活用という観点もあると思うのですが、防災上、危ない斜面の手入れということは出てくるかと思えます。それは何らかの形でこの基本方針に絡んでくるのか、あるいは、直接絡まないのであれば、この14ページのダイアグラムの中に何かしらの関係として入ってくるのかどうか、その辺りをどう整理されているのか、教えていただけたらと思います。



○事務局（高本みどりの活用担当課長） 前後するのですけれども、先に防災の考え方についてです。

整備する上では防災という観点もしっかり考慮したいと思っています。例えば、その場所の傾斜やまちに近いかどうかなど、そういう観点から優先してこういったところから整備していきますよという方向性は示したいなと思っていますところでは。

次に、道路整備等についてです。

方針、そのほか、森林整備との関連づけで道路整備をどう行っていくかですが、恐らく、他部局等でもそういった方向性を持っていないと思うのです。そこで、道路整備と森林整備について、どのような重要な関わりがあるか、今後の参考にさせていただきたいと思いますので、教えていただければと思います。

○小澤委員 私も建築のほうですので、そう詳しくはないのですけれども、何かしらの大きな方針を立てるときに何が一番重要になってくるのかということです。

恐らく、道路のほうでは、交通計画といいますか、他の地域とどうつないでいくかといった話が出てくるかと思いますが、山に関してはみどりととの関係ですごく重要だと思うのです。道路、インフラ、それから、物流といいますか、人と物の動き、それらがどこかでまとまって検討されているのか、マスタープラン的なレベルで検討されているのかいないのかということです。

もしそこが抜け落ちているようでしたら、せっかくの機会ですので、そういったことを検討される枠組みをつくられてもいいのかなと思った次第です。

直接のお答えになっていないかもしれないのですけれども、お話しいたしました。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） すみません。正直、そういう観点で考えたことはありませんでした。ほかの部局に聞いても、そういう観点で森林との関わり云々ということについて何らかの方向性というものを恐らく出していないと思うのです。道路の担当部局で考え方もあるでしょうし、実現的なものとして今すぐにとというのはちょっと難しいかもしれません。ただ、今後、我々もいろいろと考えを整理した中で、そういうものが必要だと思えば、そういう投げかけをしていくことについて課題として捉えていきたいと思っています。

○愛甲会長 確かに、森林整備をするにもそこにアクセスできなければなりません。

それこそ、土砂災害とも関係がありますが、雨の降り方が大分変わって、道内でも、林道が閉鎖になって、そこに到達できないという場所が増えています。あるいは、後で出てくる自然歩道の話とも関係がありますが、使えない道が増えてくるという問題がいろいろなところで起きていまして、札幌でも起き得ない問題ではありませんので、できれば専門家会議でも話題にさせていただけるといいかと思えますし、今の話は割と重要な点ではないかなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 後に進んでからでも多少戻っても大丈夫だと思いますので、このくらいにしまして、次に第2部の資料の説明をお願いいたします。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） それでは、第2部に参ります。

25ページからになります。

ここからは取組編の内容の説明に入ります。

第2部では森林整備、第3部ではそれ以外の項目についてご説明いたします。

まずは、森林の現況についてです。

札幌市は、国有林が市域の約50%、私有林と市有林で市域の約14%を占めております。

天然林と人工林については、私有林と市有林のうち、25%が人工林となっております。

なお、最も大きな面積の人工林は、市有林であります白旗山となっております。

29ページです。

次に、私有林と市有林の現況ですが、約75%が植えてから51年を経過しており、材としては今が切り頃となっております。人工林の樹種については、よく知られるスギ、ヒノキではなく、北海道ではカラマツやトドマツが中心です。

次に、札幌市の森林の課題についてお話しします。

その前に、基礎知識のご説明をさせていただきます。

人工林では、最初は密に苗を植えることから、間伐を行い、密度を減らしていく必要があります。ところが、現在、間伐遅れが大きな課題となっております。間伐遅れになると、光が差し込まず、下層植生が生育しないため、水源涵養や土砂流出防止の機能が低下してしまいます。また、幹は細長く、風や雪に弱い森林となってしまいます。

このような間伐などの手入れがなされていない人工林が札幌市では私有林の約9割、市有林の約8割がこのような状況となっており、整備が必要な状況になっているのが第一の課題です。

続きまして、33ページです。

そのため、整備を進めたいところですが、この整備を進める上でも課題があります。札幌市では、森林所有者の関心の薄れ、そして、小規模所有者が多いという点から、従来制度では私有林の森林整備の促進は見込めないといった状況があります。

この従来制度というのは、簡単に言いますと、民間の契約による整備です。これは効果的な森林整備のやり方ですが、整備を進めるためにはまとまった面積で計画を立てる必要があります、小面積所有者が多い札幌市では難しい状況となっております。

次に、近年では、エゾシカの食害がひどく、新しい木が成長できない傾向も整備上の課題となっております。例えば、これまでは、手入れ不足の人工林を間伐すれば、日の光が入って広葉樹が生えて、天然林に向け、成長したところですが、近年では、新しく生えてきた広葉樹は片っ端から食害に遭ってしまうといったことが報告されております。

その次の課題といたしましては、第1部でもお話ししましたが、森林整備に対する市民理解が必要だということです。札幌市内で間伐などの整備を行うと、それを見た市民の方

から苦情をいただくようなケースもあります。

最後に、森林の将来像がないというところも課題です。

森林の整備を進めていこうとしても、最終的にどういった森林を目指せばいいのか分からなければ適切な整備を行うことはできません。

37ページです。

以上の現況に対し、基本方針では、まず、将来像を設定いたします。

この方針では、今後100年を見据えた森林の将来像を設定することといたしました。現在、様々な森林の状況がありますが、保全や整備を行い、最終的には豊かな天然林や健全な人工林を目指します。

将来像の一つ目の豊かな天然林については、土砂災害防止、水源涵養、生物多様性保全の機能など、森林の持つ機能が十分に発揮された森林となります。若い木から古い木まで、様々な段階の樹木が生育しています。

将来像の二つ目の健全な人工林については、森林の機能を発揮しながら、特に木材生産と、地球環境保全機能、つまりCO<sub>2</sub>吸収等の機能を向上させるものです。間伐、主伐、再造林といったサイクルの下、森林整備を適切に実施していきます。適切な間伐がなされれば、樹木は十分に生育し、光も差し込んで下層植生も発達することができます。

41ページです。

このような将来像を設定いたしますが、特に私有林に対して、この将来像に誘導するため、森林整備の基本形を方針の中で定めたいと考えております。現況を把握し、将来像に向けて必要な森林整備の基本形を明示することにより、よりよい森林整備が行われることを期待いたします。

次に、具体的な取組について説明いたします。

施策の方向性について4点述べます。

1点目は、森林経営管理制度を効果的に活用し、手入れ不足の私有林の森林整備を進めること、2点目は市有林は天然林保全と人工林経営を両方進めること、3点目は関連計画と連携した生物多様性・獣害対策の検討を行うこと、4点目は普及啓発と森づくり活動の推進です。

具体的に見ていきます。

まず、1点目の私有林の森林整備ですが、従来制度に加え、森林経営管理制度による整備を促進していきます。先ほどもご説明いたしましたが、従来制度は民間の契約ですが、札幌市ではなかなか難しい状況にあります。こういった場合は、民と市の契約である森林経営管理制度を活用いたします。

45ページです。

この森林経営管理制度ですが、森林所有者の意向を確認した上、札幌市に森林の整備を任せってもらうものです。市に任せてもらった後は、林業経営者に、長期間、再委託したり、あるいは、市が直接取り扱う場合があります。

その他の私有林の森林整備についてですが、森林整備の支援として、札幌市独自の整備補助事業を令和3年度から開始しております。これは、札幌市の森林の状況等に合う補助制度で、対象は、間伐、作業道敷設、機械レンタル、森林調査となっております。

方針では、今後、植樹や食害対策についても検討することとしております。

次に、市有林についてです。

まずは、札幌市の市有林における中心施策をご紹介します。

札幌市では、これまで、「都市環境林」取得事業として、広がる都市の開発に対して森林を公有化するという事業に注力してきました。

今後の市有林の取組について、まずは保全施策について2点あります。

まず1点目は、天然林は保全に努めることを基本といたします。

2点目ですが、先ほどお話しした森林保全及び利活用のための公有化は、原則、今後は行わず、今ある森林の保全や整備に注力いたします。

49ページです。

もう一つの市有林の取組は、人工林経営への一部転換です。

人工林が多く、効率的な木材搬出が可能な市有林は、人工林経営を実施するものいたします。その代表として、白旗山都市環境林とその周辺が挙げられます。それ以外の人工林については、間伐を進め、天然林を目指していきたいと考えております。

続いて、生物多様性・獣害対策の検討についてご説明いたします。

この分野については、前回の審議会でもご意見をいただきました。「シカ被害対策をどう位置づけるかが重要である、山の整備で森林の緩衝地帯を設ければ、シカやヒグマがまちへ入ってこないはずである、生物多様性の保全で森林は非常に重要、2030年までに保護地域を30%確保するロードマップ、30by30もあり、木材生産の場所と守る場所のメリハリをつける検討が必要」といったご意見をいただきました。

関連部局と協議した結果をご報告いたします。

まずは、エゾシカの食害対策ですが、エゾシカの捕獲や侵入防止ネット設置等の食害対策を実施することといたします。

次に、ヒグマ対策に応じた森林整備ですが、現在改定中のさっぽろヒグマ基本計画と連携した取組を実施することを考えており、現在検討が進められております。

また、30by30における保護地域等についてですが、これも改定中の生物多様性さっぽろビジョンと連携し、保護地域等の設定における方向性が決まっていく予定となっております。

53ページです。

最後に、取組の4番目ですが、普及啓発と森づくり活動の促進です。

多くの人が森林や森林整備の大切さを知り、森づくりを体験できるよう、普及啓発を重要視していきたいと考えております。木育の推進等のほか、第3部で説明する白旗山都市環境林や自然歩道等においても普及啓発を進めてまいります。

また、森林ボランティア支援や企業CSR活動への取組も引き続き行ってまいります。森林ボランティア支援では、活動を始めたい人とボランティア団体のマッチングが今も進められています。

取組は以上になりますが、森林整備についてまとめます。

まず、手入れ不足の人工林という課題に対して、将来像を設定し、森林整備を推進していきます。ただ、この森林整備の推進の中にも課題がありまして、左にあるような整備上の課題については右にあるそれぞれの取組を進めていくことで森林整備が推進できればと考えたのが本方針となります。

以上で第2部の森林整備に関する説明を終わります。

愛甲会長、よろしくお願いいたします。

○愛甲会長 第2部の森林整備の部分について説明をしていただきました。この部分はボリュームもあって、また、専門用語もいっぱい出てきて分かりにくいところもあったかもしれません。

質問なども含めてコメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田委員 言葉の定義の確認をさせていただきます。

こちらで定義している天然林というのはどういう定義で使われているのでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 天然林ですか。

○吉田委員 では、私からコメントさせていただきますね。

僕が林学を教えていたのが20年以上前なので、間違えているかもしれませんが、天然林というのは、広義は天然更新をする林のことを示します。天然更新とは、すなわち植えないということです。人工林に対する対義語としての天然林と使われるのが一般的です。

こちらでは、人工林が放置されていたものの後に植樹をして天然林化するというものになっているので、言葉としておかしいのです。植樹をしたものは天然林ではないのです。

天然更新をする林のことを天然林と呼ぶべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。もし林学系からのコメントがございましたらお願いします。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 我々としては、もともとあった状態、自然な形に戻していくことを考えていました。切った後に何もしないと、何も生えてこないこともあるので、必要に応じ、もともとあった広葉樹を植えたり、その手助け等をしながら、元からの森林にだんだんと近づけていくというイメージです。

切った後に植える、植えないという辺りが天然林の定義としてどうなのかについて、私どもにはそこまでの専門的知識はありません。ただ、我々としてはそういう考えでやっているということです。

○吉田委員 恐らくそこは統一することが絶対に必要です。全国的に見て、札幌の人工林が25%というのは決して高くないのですね。政令都市の中で見ると、低くはないかもしれませんが、そんなに高くないと思います。京都や静岡が高いと思うのですけれども、70%ぐらいが人工林です。でも、それは、スギやヒノキの人工林が多いからです。

札幌は、広葉樹林が多いので、天然林率が高いのです。すなわち植えていないといいますが、植樹せずに天然更新させているのです。よく取れば自然に任せている状態で、悪く取れば何もしていないということです。その数値が高いということです。

それに、人工林の中にも人工針葉樹林と人工広葉樹林があるべきなのです。植えるか植えないかの定義なのです。ただ、この辺りは国の施策とも関わってくると思うので、天然林の定義をしっかりとしておくことが大事だと思われまます。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 定義等については引き続き検討委員会でも検討し、ご意見をいただいて、定義づけしたいと思います。

○愛甲会長 例えば、100年後を見据えた将来像とありますが、豊かな天然林、若い天然林、放置された人工林というのは、先ほどから数値の話ばかり聞いていて申し訳ないのですが、現状、一体どれぐらいずつあって、将来的に豊かな天然林と健全な人工林にするというのは、どのぐらいの程度のもをを目指すのでしょうか。

これは100年後なのであれですけども、どういう目標を描くのかという議論はされているのかを聞いてもよろしいでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 申し訳ないのですが、現状がどうだとか、放置された人工林がどのぐらいあるのかなどは我々も把握できていないところです。ただ、今後、調査等によって把握していきます。

なお、方向性は今回で決まるのですが、具体的にどういった数値的なものを目指していくのかも検討していきたいと考えております。

○愛甲会長 森林整備計画の中でその辺は細かく詰めていくことになるのでしょうし、今は大きな方針を話しているということですよね。ただ、少なくとも、多少の見通しといったら変ですが、現状も含めてないと、そして、どう定義するかによってそこも大分変わってくるだろうなと感じました。

山本委員、お願いします。

○山本委員 まず、32と書いてあるスライドに「人工林が手入れされていない（間伐遅れ・放置）」とあり、結構な割合が間伐遅れということなのですが、これから整備を進めていきますということですね。

間伐というのは適切な時期に行わなければいけないものと認識していたのですが、ここで言っている間伐遅れに対し、これから整備を進めていくことで健全な人工林に誘導していける見込みがあるのかどうかというのが一つ目の質問です。

二つ目は、スライドの49ですが、「市有林は天然林保全と人工林経営を両方進める」というところです。言葉がちょっと分かりにくいのですが、下を書いてある丸二つの文章を見ると、結局、人工林を減らし、ここでおっしゃっている天然林を目指していくということで、人工林を減らす方向で言われているのかです。上側の四角の囲みでいくと、人工林が増えるようにちょっと思うような書きぶりなのですが、結局、どちらなのでしょう。

ここに関係するのですが、先ほど吉田委員からもお話がありましたが、途中のスライド

でいくと、天然林に誘導していくということで、植樹を行うというふうなイラストに見て取れるのですが、「間伐を進め」とあり、自然に侵入してくるものから誘導していくということをメインで考えていらっしゃるのか、それとも、積極的に植樹をしてという意味合いなのかです。間伐だけでは、多分、天然林とおっしゃっているところの目指す形がちょっとイメージできないので、100年の計画ということなので、どんな林に仕立てていくイメージなのかなということですね。

あと、蛇足ですが、人工林について、過去の経緯からカラマツがいっぱいあると思うのですが、これから植樹して育てていくというとき、どういう樹種をどういう戦略で人工林に仕立てていくのでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） まず、間伐遅れについてです。

我々の解釈としては、間伐を適正な本来あるべき年数で進めていくというのは、基本的に林業で材を取ったり、そういうようなことを想定してのものだと考えております。

林齢的に50年以上がたったものについては、森林の様々な機能を発揮するという観点でいけば、この遅れている状態からでも、切って、きちんと手入れをすれば、健全な人工林に誘導していけるという考えの下で方向性を考えているところです。

続きまして、市有林に関してです。

市有林の主たるものは白旗山になるのですが、後ほど出てくるのですが、かつて今も針葉樹がほぼ8割方を占めています。木を切って材を取ってという営林を行っていたところですが、採算が合わず、やめました。そして、それ以降、間伐等の手入れをしていながら天然林を目指すという方向性でやってきたところです。

今回の方針では、一律にそう進めるのではなく、最近、材価が高くなってきたり、補助制度もいろいろとあったり、環境が変わってきたということもあって、条件がいいところについては、切って、針葉樹をまた植えてという「人工林経営をしていくところをつくりましょうよ」という考えになっております。

ですから、人工林を増やすというよりも、今、既に8割方が人工林で、天然林に持っていこうとしていたものの一部を「そのまま人工林として回していきましょう」という考えになります。

次に、どういった手法で人工林を天然林に誘導していくかです。基本は、切って、自然に、次の広葉樹が出てくるのを待ちます。ただ、それでは条件的になかなか思うように進まないようなところもあるので、「そういったところは、一部、広葉樹を植樹するなどして促進をしていきましょう」ということです。

次に、人工林の樹種についてです。これから精査していくことになるのですが、基本はカラマツ、トドマツなど、今ある樹種をそのままという形にはなるかと思えます。ただ、白旗山はモデルケースと考えていますので、例えば、最近はやりのクリーンラーチを一部植えてみようかなど、実験林としてほかの樹種を植えることも考えていきたいと思っております。

○愛甲会長 ほかにはいかがでしょうか。

○石松委員 森林経営管理制度の中身を私も十分に理解できていないところがあるので、質問が中心になるのですが、スライドの45ページです。森林所有者の方が市町村に経営管理を委託し、その中で林業経営に適するか適さないかによってという話がありますよね。林業経営に適した森林の場合、林業経営者に経営管理を再委託して林業経営をし、それによって利益なり収入なりが出たとき、特に所有者に何か戻るといふことにはならないのですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 生まれた利益については所有者に戻ります。

○石松委員 とすると、経営管理に適するか適さないかの判断は一つの重要なファクターになるのかなと思うのですが、その市町村において、これは適するので再委託しますということを持量を持って判断するというイメージですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） その市町村で判断することになります。

○石松委員 その際、何か基準が策定されたり、有識者会議などが行われるのですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） その基準についてはまだ明確なものを持っておりません。

今のやり方としては、感覚的に恐らくそういうのが成り立ちそうなところから考えていくという感じで、判断に迷うケースのこともこれからは考えていかなければならないかなと思っております。

○石松委員 この判断の際、行政処分に当たることもあって、余計な紛争を生む可能性もあるのかな、慎重な判断が必要なのではないかなと思っていたところです。

もう一点です。

経営管理や市町村の管理には費用を当然要すると思うのですが、その費用負担は市町村がやるのか、それとも、所有者に負担をお願いするのか、森林経営管理制度がどうなっているのか分からないので、教えてください。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 整備には森林環境譲与税を充てております。

○石松委員 そうすると、費用としては、税金を充ててということで、所有者には費用負担が行かないということですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） そうです。

○石松委員 46ページのスライドに整備補助と書いてありますが、これは、森林経営管理を使わずに民間で契約をしたとき、こういう補助制度が使えますよというのでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） いずれのケースでもこの補助制度を使えることにしております。ですから、森林経営管理制度に基づいた林業経営者への委託のケースであっても、受託者はこの補助を使えます。

○石松委員 例えば、民間で、自分でほかの業者をお願いしてやろうという人は、この補助金を使ったとき、多少の手出しがあるのに、経営管理だと自分は手出さなくていいから楽だなとかとなりそうだなと思ったのです。



○事務局（高本みどりの活用担当課長）　そうですね。

○石松委員　でも、別に森林経営管理制度を使える人と使えない人に基準があるというわけではないということなのですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長）　はい。

○石松委員　そうすると、あとは所有者がどうするかみたいなのところに任されているのですね。

○事務局（高本みどりの活用担当課長）　そうですね。

○愛甲会長　ほかにいかがでしょうか。

○竹内委員　51ページのエゾシカの食害についての質問です。

北海道はエゾシカの食害でかなり大変だという記事等を読んでいたのですが、正直、札幌近郊も一緒なのだなという話を聞いて、考えれば分かることなのでしょうけれども、ちょっとびっくりしたのです。ただ、かなり深刻だという話なのですよ。

その対策として、エゾシカの捕獲や侵入防止ネットの設置と書いてあるのですが、これは実際はかなり難しいことではないのでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長）　我々が森づくり方針の中でこういった対策を検討しているのは、あくまでも間伐などをした後に新たに生えてくる広葉樹などがシカに食べられたりするるので、それを防ぐためということです。

シカの食害に関する問題は、例えば、畑の作物を荒らすなど幅広いのですが、それらをどうするかというのはまた別の観点です。この中でうたっているのは、あくまでも森林整備においてということで、もう少し狭い範囲になります。

とはいっても、竹内委員がおっしゃるように、結構幅広くはなると思うので、優先度をつけるとか、どういうふうに進めていくかは今後検討していきたいと思います。

○愛甲会長　竹澤委員、どうぞ。

○竹澤委員　初歩に戻るかもしれないのですが、私としては、人工林はよりよい人工林にするべきだと思うのです。天然林が73%とありますよね。これは大切に天然林として保存すればいいのではないかなと単純に思うのです。つまり、人工林を天然林に持っていくということではないような、お聞きしてそんなことを感じました。

○事務局（高本みどりの活用担当課長）　我々としては、天然林はもうそれでいいのではないかというか、本来あるべき姿となっているので、特にそれをどうしようという考えは基本的にありません。問題なのは人工林で、いろいろと課題が多いので、それを優先的に何とかしていきましようという考えに基づいた方針となっております。

○愛甲会長　竹澤委員がおっしゃるように、天然林は基本的にそのままということですが、先ほど定義にもよるとい話がありましたが、できるだけそのまま保全はしていきましようということですが、ただ、人工林の中で手入れをされていない部分があるので、そこに森林環境譲与税などを使って、私有林も含めて、これから手を入れていこうとしていきますが、そういう方針をつくってもいいですよという話なのだろうと私は伺っていました。

けれども、そういうことですよ。

森林環境譲与税を使って、手入れの行き届いていない人工林に要は税金を使ってやっていきますということに市民の理解を得るため、背景を含め、基本方針として整理した上で、放っておくと大変なことになるので、早めに計画をつくって、そこに取り組んでいきましょうということですよ。

○事務局（高本みどりの活用担当課長）　そうですね。

それに、天然林についても目指すのは豊かな天然林です。優先的には人工林から手はつけていくのですけれども、そちらがある程度解決したら、天然林も本当にそのままいいのかとか、これは豊かではないのではないのかとか、そういったことも出てくるかとは思っているので、その状況に応じて考えていきたいと思っております。

○愛甲会長　吉田委員、お願いします。

○吉田委員　度々すみません。人工林や天然林の話でしたが、シカまで関わってきたので、発言させていただこうと思います。

まず、先ほどお話があったシカの食害対策に関して、ネットを張って、施業の中に関わらせられるという話だったと思うのですけれども、施業でシカをどうするかということをもう少し議論していただきたいなと思います。

というのも、シカの観点からいくと、北方の林業においては、天然林は、先ほど天然林と定義するのは更新したという話でしたけれども、人工林を切ったときに勝手に生えてきた木が育てばいいわけです。これは天然林になります。でも、それをシカが邪魔しているから取らなくてはいけないということです。広葉樹を切ったとき、横から萌芽で更新します。萌芽更新というのは、すなわち切り株から生えてくるものですが、これも天然林になります。ただ、これもシカに食べられるから広葉樹林も天然で更新できていないということです。

すなわち、100年後をシカの単位から目指すと、天然更新できる林を目指すというのがベストなのです。恐らく、欧米の先進諸国の森林は全てシカに困っていますけれども、今出している計画はそこで生きます。天然更新できるだけのシカの密度に下げるのです。

すなわち、そのためにはどうすればよいかとなってきたときには取るしかないのです、こういうふうにとると書いていただくことがいいのですが、取る戦略が施業の中に関わってくると思うのです。

例を挙げさせていただくと、人工林について、管理計画において、例えば森林組合に委託するとなったとき、どうしても金がかかるからということで、列状間伐を入れます。列状間伐というのは、森林を選ばず、この列は全部間伐しますというやり方です。これをする、スペースがないからシカは撃てません。暗いから広葉樹林化も難しいです。しかし、コストは安いのです。でも、こうしないといけないところもあるのです。

一方で、小面積皆伐、すなわち、小さい皆伐をするぐらいの間伐をしてしまうのです。光を入れると広葉樹林は当然ながら生えやすくなります。しかし、シカは増えます。一方、

そういう小面積の皆伐をするとき、そこにはわなをかけられます。横にシカが越冬するような場所があれば、そういう小面積皆伐をして、そこで捕獲をしていく、そういう施業計画を立てるぞということが大事だと思うのです。

それを100年先まで続けることです。100年かけ得るか、50年かけ得るかは分からないですけれども、何年か続けることにおいて、ここで言う天然林を天然更新する林とすれば、シカの密度がある程度下がって、放っておいても、人工林ではなく、自然に森林が成立するわけで、それが豊かな森林だというふうに考えるべきだと思うのです。

ですから、施業のところでは十分入れていただいていると思うのですけれども、もうちょっと夢を持って、例えば、白旗山ではそれぐらいの実験をしますと。

おっしゃるとおり、今、小皆伐の面積で皆伐すると、みんな、森林を切った、森林を切ったと文句を言うのですよね。市役所の方々は困ると思うのです。すぐにクレームが来るのがよく分かります。しかし、列状で間伐するのが決していいわけではない、こういう戦略があるのだということちゃんと説明し、そういう仕組みについて他部局とも連携し、この施業をしたことにおいてこういう捕獲ができるのではないかと、こういうことをやったことによってこういう森林に持っていけるのではないかとというような議論を進めていただければと思います。

○愛甲会長 かなり具体的なお話でしたけれども、佐々木委員、どうですか。

○佐々木委員 前回も審議会でいろいろと意見をいただいて、非常に参考になったのですが、今回もいろいろと意見をいただきました。ただ、非常に幅広いので、全部を議論し切れていないというのが本音です。

100年を見据えたというのも、100年後にどうなっているかは誰も分からないので、それで10年ごとに見直そうみたいな、そういう話は有識者会議でも出ました。

道路についてもそうで、作業道敷設と46ページにありますけれども、普通、森林整備の中で道路をつくる、路網を整備する、砂防ダムをつくる、土砂災害防止など、そういうものを全部含めて森林整備と定義しているのだと思うのですけれども、市としてそういう整備計画があるのでしょうか。例えば、路網をヘクタール当たり何メートルつけるのか、そういう計画まで我々も聞いていなかったのですが、そういうところもきちんと整理する必要があるかなと思いました。

また、人工林をどのぐらい育てれば吸収源として、最初のグラフにこのぐらい相当するみたいなものをちゃんと定量的に把握してグラフを表記しないと全然意味のないものになってしまうと思います。愛甲会長が言うように、定量、数値で表すことを目指していかないとなかなか説明し切れないなと思いますので、また議論をしていきたいなと思いました。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 50ページにある前回審議会のご意見のところに出ている2030年までに保護地域を30%確保するロードマップもあるということについてです。

前回の審議会の内容を私が覚えておらず、大変申し訳ないのですが、現在は2022

年で、2030年までは残り8年なのですが、達成する見込みはどれくらいあるのでしょうか。

これまでの話ですと、人工林と天然林から成る森林ですけれども、保護地域が30%確保できるのであれば、人工林でも天然林でもどちらでもいいのかどうかということが疑問です。

私の勝手なイメージですが、生物多様性のことを考えると、人工林より天然林のほうが生物の多様性は高いのではないかなというイメージがあって、その辺について少し教えていただけたらうれしいです。

○愛甲会長 それについては私が回答しましょう。

2020年までにあった世界目標は、陸域の保護地域を17%にして、海域は10%にするというもので、達成できた国とできなかった国があって、日本はほぼほぼ達成できました。その上で、2030年までに30%というちょっと過大な目標が掲げられました。なお、まだ最終決着はしていません。その会議がコロナの影響で延びたからです。でも、この秋ぐらいに再度開かれ、採択される予定になっています。

これを達成するには、保護地域だけでは無理だと言われています。ほかの国もですが、日本もちろんそうで、そのために今何をやっているかということ、保護地域にプラスして、保護地域に準ずるような地域の面積で30%を目指そうということです。

また、実際に森林施業をやっているような森や、海のほうでも、漁業などを盛んにやっていたらいいところで、それでも生物多様性は豊かな場所みたいなどころを加えるという議論もあって、環境省では、自然共生サイトという名前をつけて、民間の企業や学校なんかを持っている森林面積も加え、保護地域のほうの面積の拡大ももちろん目指しますけれども、それで30%を目指しましょうみたいなことをやっているのです。

これにはアライアンスというものがあって、今いろいろな団体がそれに手を挙げて加入していているところなのですが、それに札幌市も加入しました。その下に書いてありますけれども、生物多様性さっぽろビジョンの見直し作業をやっているわけですが、その中でどう位置づけましょうかとなっているのです。

さらに、今ちょうど議論しているような札幌市内にあるような森林、例えば、天然林だったり都市環境林だったり自然共生サイトとして登録してもいいのではないかというような議論が多分出てくるのではないかと思いますし、人工林の中でも、場合によっては、条件を整えば、一部登録するなんていうこともひょっとしたら可能かもしれません。

ただ、生物多様性の価値を持続して管理できるという担保が必要になってきます。その辺はこれから登録作業をしていく中で議論することになると思いますが、そんな議論を多様性ビジョンの改定作業のほうでやっているところです。

それでは、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 38ページに100年後の将来像は豊かな天然林、健全な人工林と書かれていて、この2択なのかが疑問に思った点です。

もちろん、この二つを目指していくというのはいいと思うのですが、放置された人工林

というのは、50年ぐらい前にたくさん植林した、本州の場合と同じ拡大造林の時代だと思うのです。では、その拡大造林期にたくさん木を植えたその前の状態は何だったのかです。

僕は北海道のことは存じ上げないのですが、天然林を伐採して人工林にした場所もたくさんあるはず。でも、そうではなく、人工草地、あるいは、雑木林になっている畑に次々と木を植えたケースも拡大造林期に本州の場合は結構あるのです。そういう場所まで天然林に戻していくのか、それは考えようだと思うのです。

もちろん、誰ももう使わないし、林に戻そうというなら、林に戻すということもあるのでしょうけれども、使っていこうという選択肢もひょっとしたらあるかもしれません。草地なり、放牧なり、畑なり、あるいは、ほかの使い方もあるかもしれません。でも、豊かな天然林と書かれてしまっていて、39ページにその解説がありますが、豊かな天然林をこう定義してしまうと、大体、豊かな天然林ですねと思えてしまいますし、二、三十年も放っておけばこんな林になるでしょう。でも、100年先を見据えるのであれば、その豊かな天然林の中にも、本当に原生林に戻していこうというような試みができる場所もあるかもしれないですね。しかし、本当の原生林なんて実は誰も知らないのです。北海道の場合だと1メートルを超えるようなウダイカンバがたくさんあったような林もあるように聞いていますが、そういったいろいろなビジョンを出していくこともできるのではないかなと思いました。

ちょっと細かいことですが、39ページに「人工林から天然林に移行する途中段階（針広混交林）」とあるのですけれども、針広混交林というのは、定義上、ちょっと違うような気がします。成熟林でもこの辺は針広混交林になるので、言葉の使い方としては違和感がありました。

○事務局（高本みどりの活用担当課長）　すごく難しい問題かなと思って聞いていました。

要は、もともとあった状態をどの時点に置くかですが、まさに菊地委員がおっしゃるとおり、もっと前まで遡れば、そこは平地や畑だったかもしれないというところもあると思うのですけれども、今、我々としてはそれを探るすべもありませんし、その状態まで戻すべきという考えに至るのも現実的には少々厳しいかなと思います。

ですから、どこかで線引きをしなければならないということで、今ある現状がどうかというところから、人工林であれば、針葉樹を切って自然に生えてくるようなものに戻すということです。天然林については先ほど定義のご指摘もいただいたので、決めなければならないのですが、そういった考えでやっていくしかないかなと考えております。

なお、針広混交林など、言葉の問題等については検討会でまた議論し、きちんと使い分けたいと思います。

○愛甲会長　いろいろなご意見、コメントがありましたので、ぜひ、検討会メンバーの佐々木委員、よろしく願いいたします。幾つか取り上げていただければ幸いです。

それでは、次に第3部に入ろうと思いますが、大分時間がたちましたので、ここで休憩

を取りたいと思います。

時間が予定よりも大分過ぎておりますので、申し訳ないですが、5分間といたします。15時40分再開にしますので、よろしくお願いいたします。

## [ 休 憩 ]

○愛甲会長 先ほど言った時間よりもちょっと早いですけれども、皆さんがおそろいなので、再開いたします。

引き続き、第3部について資料の説明をお願いいたします。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 第3部は、58ページからになります。

4点の項目についてご説明いたします。

まずは、林業担い手の確保とスマート林業についてです。

まず、森林・林業の担い手の状況について見ていきます。

昭和35年をピークに下り傾向にありましたが、ここ15年は微増です。しかしながら、今後大きく増える森林整備量に対しては対応できないのではないかと考えております。

そのほか、課題としては、担い手の高齢化や今後の人口減少時代には大きな影響を受ける職種だと考えられるというところもあります。一方で、最近の動きとしては、自伐型林業と呼ばれる小規模林業が増加していること、また、北の森づくり専門学院が令和2年に旭川市に開校したこと、そして、ICT等を用いたスマート林業の発展もあります。

続いて、61ページです。

こうした状況から、施策の方向性を2点挙げました。

1点目は、様々な視点から担い手を増やすと同時に、既存の事業体の体制強化も図るといことです。これを進める上では、札幌市のみでは困難なことから、さっぽろ連携中枢都市圏という広い範囲でこれを進めていきたいと考えております。

2点目は、人口減を見据え、限られた労働力で森林整備などが進むよう、スマート林業の導入に取り組むものです。

今の施策の方向性に応じた具体的な取組を3点ご説明いたします。

1点目は、担い手の確保・育成です。

通年雇用を増加させる取組や新規雇用の従業員育成のための支援を行っていきます。

前回の審議会でも若者の確保についてご意見もいただいております、新規雇用の施策が重要だと考えております。

2点目は、安定的な事業発注と異業種からの参入の検討です。

事業量の見通しの公表などを進めるほか、施業の分業化を行い、造園業や土木業が林業に参入できるような仕組みを検討していきたいと考えております。それから、規模の大きいものから小さいものまでそろえるなどの多様な発注形式とすることで、大企業から新規企業まで、様々な企業の参入を促すことを検討していきます。

前回の審議会でも、専門学校卒業生が事業を立ち上げるなど、事業の主体となる人を育てる視点も踏まえるべきとのご意見をいただきました。

3点目は、スマート林業への取組です。

林業の作業は、事故なども比較的多いことから、安全対策の観点で作業の機械化に対しても支援を行ってまいりたいと考えております。

65ページです。

まとめになります。

現状の林業の担い手に対して、その必要数が非常に増えているところですが、今後は、スマート林業を導入することでその必要数を下げ、また、林業の担い手をいろいろな視点から増やしていければと考えております。

続いて、道産木材の利用の促進についてご説明いたします。

まずは、利用状況ですが、道産木材の自給率は66%となっており、全国平均の42%よりも高い状況です。一方で、残り3分の1を輸入材が占めているという見方もできます。このことから、さらなる道産木材の利用促進が必要となります。

次に、現況として、多くの道産の丸太が道外に流出しており、この要因は、道内での道産木材の需要や生産が不足していることにあると考えております。また、札幌市内で見ますと、市内に製材工場が一つしかないという状況となっております。一方で、近年は技術が発展し、高層建築物でも木造が可能になるなど、木材利用の範囲は広がっております。

69ページです。

ここで、これまでの札幌市の木材利用の施策をご説明いたします。

札幌市では、公共建築物における木材利用を早くから積極的に進めてきたところで、中央図書館やどうぎんカーリングスタジアム、小中学校などに利用してきたところです。

このような状況から、施策の方向性を3点挙げました。

1点目は、札幌市は木材の一大消費地であり、北海道の林業振興や森林資源の循環、ゼロカーボンのため、道産木材の利用を推進していくことです。

2点目は、公共施設に加えて、民間建築物における利用を推進していくことです。

3点目は、札幌市産木材を普及啓発に活用することで道産木材全体の利用を促進していくというものです。

具体的な取組を見ていきます。

まずは、公共事業及び公共建築物における利用促進です。

これまでは内装の木質化が多かったのですが、今後は木造化等も積極的に進めていければと思っております。

次に、民間建築物における利用促進です。

これは、ハウスメーカー等の事業者への理解促進のほか、戸建て住宅や高層建築物における補助金制度の検討等を進めていければと思います。このことは、前回の審議会でもご意見をいただいたところです。

73ページです。

次は、札幌市産木材の地産地消です。

生産できる量は多くはないのですが、木育など、普及啓発の効果が高いところに使っていければと思っております。これについては前回の審議会の中でも家具や建築物等に使えるブランド化になるのではないかとといったご意見もあり、検討を進めていきたいと考えております。

次に、普及啓発です。

まずは、道産木材を選ぶという選択肢があることについて、市民の認知を上げていきたいと思っております。北海道では、「HOKKAIDO WOOD」というブランド、ロゴ等の取組を進めておりますので、連携してこれを推進していきたいと考えております。

木材利用のまとめになります。

人口の多い札幌市は道産木材利用を推進していく必要があると考え、利用量を増進する取組、普及啓発を進める取組の両局面から推進できればと考えております。

続いて、第3部の3点目の自然歩道・市民の森についてご説明いたします。

まず、自然歩道と市民の森についてご紹介いたします。

自然歩道は、自然の中を散策できるよう、森林の土地を無償で借りて整備した登山道です。藻岩山や三角山、手稲山など、全部で8ルートあります。

77ページです。

次に、市民の森は、市民が、散策など、自然と触れ合うことができるよう、森林の土地を有償で借地している森です。西野や豊滝など、全部で6地区あります。

ここで利用状況を見ていきます。

円山、藻岩山、三角山の三つの自然歩道のルートの利用が多い状況です。

そのほか、課題といたしましては老朽化した施設が増えていることです。

次に、市民の森事業については、所有者の相続に伴って連絡が取れなくなり、契約更新が困難な状況の箇所もあります。

また、市民の森は有償であり、それは所有者に渡す奨励金によって森林整備を促進するというシステムとなっておりますが、森林経営管理法が施行されたことによって、より効果的に森林整備を進めることが可能となっております。

以上の点から施策の方向性を2点挙げます。

1点目は、健康増進や森林の普及啓発のため、より多くの市民が利用できるよう施策を進めること、2点目は、自然歩道と市民の森の散策路の総延長は長く、維持管理費用が負担になっており、一方で利用の少ない箇所もあることから、選択と集中の考えで、効果的、効率的な運用が行えるよう、考えを整理することといたしました。

81ページです。

具体的な取組を見ていきます。

まず、自然歩道の取組です。



1点目は、登山の難易度で色分けし、利用者が実力等に合ったコースを選択することで安全性を高めるというものです。

2点目は、登山道らしい道を維持することとし、過度な整備を避けていきたいと考えております。

3点目は、新たなルートや入り口の整備は原則行わないとしたものです。

次に、市民の森の取組です。

市民の森の森林整備については、第2部でご説明した森林経営管理制度等による整備に移行することで、これまでよりも、一層、森林の機能を効果的に発揮させていきたいと考えております。

散策路については、利用者数や市有地の駐車場の有無など、立地条件を勘案し、存廃を検討していきたいと考えております。

まとめになります。

自然歩道については、現状維持の中でより利用者に寄り添った取組を進め、市民の森については、存廃の検討も含めた効率的、効果的な運用を進めていきたいと考えております。

第3部の最後は、白旗山都市環境林の利活用です。

85ページです。

白旗山都市環境林は、1,061ヘクタールあり、市有林のおよそ半分を占める広大な都市環境林です。先ほども申し上げましたが、歴史を見ますと、大正時代から営林事業を行っていましたが、昭和40年代、経営収支の悪化により営林事業を中止、その後はレクリエーション機能を重視した森林へ転換しております。レクリエーション機能の拠点として、ふれあいセンター等の施設を設置しており、多くの市民の利用があります。

次に、白旗山都市環境林の特徴をまとめました。

まず1点目は、人工林の面積が大きいことです。

人口の多い政令指定都市の中でこれほどまとまった面積の市有の人工林を有するのは札幌市のみとなります。

2点目は、緩い勾配で作業道の路網が発達しているということで、人工林施業に適した森林となっております。

3点目は、多くの市民が利用する森林であるという点で、普及啓発等、さらなる利活用が望めると考えております。

そこで、施策の方向性としては、多様な施業の森林整備、森林と木材利用の普及啓発の拠点、森林を活用した散策路等、本方針全体を体現できる森林として、積極的な利活用を進めていくことといたしました。

具体的な取組を見ていきます。

まずは、多様な施業方法による多様な森づくりです。

条件のよい場所では、人工林経営を再開し、積極的に進めるほか、広葉樹の育成を試みたり、研究林として大学と共同研究するなど、様々な森林整備を行うモデルとしての活用

を進めていきたいと考えております。

89ページです。

次に、様々な主体との連携です。

企業やボランティア団体と森づくりを進めるほか、林業担い手育成のための研修フィールドとしての活用を考えております。

続いては、白旗山産木材事業です。

例えば、図工用の工作キットを白旗山産木材で作成し、小学校の授業を通じて普及啓発を図るほか、PFIなどを用いて、製材や乾燥の施設導入を検討した上で、森林整備から木材生産までを一連で実施する事業も検討していきたいと考えております。

次ですが、林業が感じられ、利用しやすい散策路を整備していきたいと考えております。また、ふれあいセンターの活用として、森林整備や製材、普及啓発等、各施策についての拠点機能を備えた施設になっていければいいと考えております。

それでは、最後にまとめになります。

第2部と第3部でご説明してきました森林整備、林業担い手育成、道産木材利用、自然歩道等の活用につきましては、この白旗山でそのポテンシャルを生かして進めることで本方針全体を推進できればと考えております。

以上で第3部の説明を終わります。

愛甲会長、よろしくお願いいたします。

○愛甲会長 ただいま、四つの点について、第3部では具体的な取組の説明がありました。

これについてコメントやご質問などをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小澤委員 説明をお伺いしていて、ちょっと引っかかってしまったものがあるのです。68ページの道産の木材利用促進ですね。現況が説明されておりまして、道内で道産木材の需要、生産が不足し、丸太が道外に流出しているというようなお話です。一方で、71ページに行くと、「札幌市は木材の一大消費地であり、北海道の林業振興や森林資源の循環、ゼロカーボンのため、道産木材の利用を推進」と書いてあるのです。

これは札幌市の森づくり基本方針ですので、北海道全体で考えたとき、あるいは、日本全体で考えたとき、札幌市がやれる役割を整理して書いたほうがいいのではないのかなと思います。

例えば、北海道産の丸太が流出していくというのは別に悪いことだと思わないのです。本州の大都市圏で大量の木材が使われていくというのはいいことで、そこに木材供給地として北海道が貢献できるというのは悪いことではないと思うのですよね。つまり、これは、北海道の課題であり、恐らく札幌市の課題ではないと思うのです。でも、このように北海道全体の課題と札幌市の課題を一緒に書いてしまうと非常に分かりづらいものになってしまう、そんな印象を受けたのですね。

札幌市に何ができるかという、先ほど申したように、北海道の木材が北海道以外で使われることを憂慮するのではなく、一大消費地として、北海道の中でももっと上手に使える

る道があるだろうと。そこでまだ十分にできていないことを客観的に書いてはどうかと思います。例えば、地区計画等で札幌市内は非常に高層化がどんどん進んでいますが、その際にもっと積極的に木材を使ってほしい、それから、低層の建物で、都市部ではなくても使えるところが公共建築であるだろうなど、北海道のいろいろな市町村の木材利用のモデルになるような取組をして北海道全体に貢献するとかです。

ですから、ちょっと感想めいていますけれども、札幌市がやる札幌市のための貢献と札幌市がやる北海道のための貢献を分けて、あるいは、日本全体に対する貢献と分けて書かれたほうが分かりやすくなるのではないかなと思いました。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 我々は、今まで、「道で生産した木は道内で使わないと、道外に行ってしまうと輸送コストもかかるし、経済的にもよろしくないのではないか、地産地消が理想なのではないか」という考えでこういった方向性と施策を考えておりました。ただ、おっしゃるように、道内にこだわらなくても国内で消費できればいいのではないかという考えも確かにあるのだなと思いました。

これを課題として今後検討したいと思うのですけれども、少なくとも、札幌市の大きな役割として、木材を消費することは役割としてはあると思うので、そういった観点での木材利用の促進の考えを記載し、取組を進めていきたいなと思います。その上でも消費するにあたっては道産木材を使っていきましょうよという考えでいきたいなと思うのですが、どうでしょうか。

○小澤委員 もちろん、それでいいと思います。東京や大阪など、一大消費圏、特に東京なんかでは、今、物すごく木造化が進んでいる流れができています。でも、東京周辺では足りませんので、全国から集めて、そこには運送のマイレージが絶対増えていくと思うのですよね。マイレージは少ないほうがいいのですが、必ずしもそのことだけを取って悪いという話ではないと思います。

それに、札幌市は使われていない道産の木材が周りにたくさんあるので、それを使うということは、非常に少ないマイレージで、建築の木造化がより図れるというポテンシャルがあるので、どんどん利用していこうよという書き方でいいのではないかなと思いますので、そこはぜひ書かれたほうがいいと思います。書くこと自体を否定しているわけではありません。

○愛甲会長 それ以外の部分はいかがでしょう。

○児玉委員 札幌市の森づくりがどのような方向に向かっていくのかについて一連のお話をいろいろと伺う中で、第3部でビジョンが見えてきたなと思います。

森林づくりや森づくりを考え、北海道という大きな枠組みで見たときは、先陣を切って歩いているといいますか、いろいろな取組をされている市町村などがあって、その中で林業にこれから本格的に取り組んでいきますという話を前回にいただいて、札幌市はどのような方向に行くのかなと思っていたのですが、道の見本にならなければならないところもあるのかなということ、そして、都市型で何ができるかという挑戦ということもあるのかな

と思いました。

森づくりということでしたら、天然林と人工林があるというお話があって、天然林を豊かにしていき、人工林をカラマツ、トドマツ中心で経済的に活用していく方向があると思うのですが、ゼロカーボンの吸収量がキーポイントなのかな、それをクリアすればいろいろな挑戦ができるのかなと思います。ただ、札幌市のゼロカーボンシティの実現を森林のCO<sub>2</sub>の吸収のみで考えているとしたら、それは、先ほど菊地委員がおっしゃったように、元に戻す挑戦ということですよ。でも、今限られている面積の中でどれだけ豊かにしていくことでクリアになっていくかというところがはっきりしない限り、狭められてくるのではないかなと感じました。

もし豊かにすれば、十分間に合う面積があれば、林業をもっと近く感じられる場所が札幌の近く、白旗山のようなところにあつたらすばらしいなと思います。

私は建築士会から代表して出ているのですけれども、建築というのは、木をいただいて建物を建てているということで、森づくりに10年ぐらい関わっています。森づくりというと、植樹することを皆さんは思い浮かべるかもしれませんが、ほとんどが育樹で、下草刈りをするのです。

何か全くないところに森づくりをしているからかなと思って、先日、機会があって、東京大学の富良野にある演習林に行くことがあって、あそこは2万2,000ヘクタールぐらいの森林を管理しているのですが、その方たちに聞いてもやっぱり下草刈りが主なといいますか、それが管理する自然な森にするには不可欠で、それをどうするかに力を注いでいるというふうに伺いました。

森づくりだけでしたら、東京大学の演習林だったり、北大の演習林だったり、また、倶知安町では、山のほうではなく、まちの平場のところに、百年の森といって、管理するだけで豊かな森をつくっているのですが、そういうお手本になっているところがたくさんあるのです。もうされているのかもしれないのですが、そうしたところと連携をどんどんしていく、札幌市が道のリーダーになり得るためにはそういう知見をもっといただくことも必要なかなと感じました。

まとまっておられませんけれども、最終的には、ゼロカーボンの吸収量がどれだけ間に合うかで、どんな挑戦ができるかとなってくるのではないかなと思いました。

○愛甲会長 今言われたいろいろな連携も取組も、市民の方に見てもらおう場所としても白旗山は重要になってくるのではないかなと聞いておりました。

ここでまとめに入りたいと思います。

いろいろなご意見をいただきました。非常にいろいろなご専門の切り口から、それこそ建築だったり、森林関係だったり、さらには、市民の方などのご意見をいただきましたので、これを検討会の中で生かしていただき、議論していただければと思います。もしまだ言い足りないということがあれば事務局にメールでも寄せていただければと思います。

それでは、申し訳ありませんが、次の議題に進ませていただきます。

次の議題は、「都心のみどりづくり方針」策定に関わる報告ということで、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（中田みどりの推進課長） 私から議題の二つ目の資料について説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は、A3判横の右上方に資料2と記載がございます都心のみどりづくり方針の策定に係る報告についてです。

都心のみどりづくり方針につきましては、昨年度末の第91回審議会でも議論をしていただきましたが、前回から5か月ほど経過しておりますので、今回は進捗報告をさせていただくものであります。

本資料の構成といたしましては、目次のとおりですが、これまでの検討経緯・取組の振り返り、そして、今後についてです。

それでは、資料を1枚おめくりください。

まず、これまでの検討経緯について、改めてまとめてお示ししております。

本方針は、第4次札幌市みどりの基本計画に基づきまして、令和2年度より検討を進めてまいりました。検討に当たっては、緑の審議会のほか、有識者や都心のまちづくりの専門家から成ります検討委員会を設置し、議論を行っております。

これまでの審議機会などについては表のとおりとなっております。

検討委員会では、様々なテーマに沿ってご審議をいただきまして、緑の審議会では、検討委員会の審議内容のまとめを報告させていただくとともに、委員の皆様からご意見をいただけてきました。3年目となる今年度は、当初の予定どおり、年度末に方針を取りまとめたいと考えております。

続いて、(2)の前回審議会以降についてをご覧ください。

こちらは、簡単に前回の振り返りをしております。

昨年度、今年3月に実施しました審議会では、方針の中間取りまとめとして、位置づけや目標、基本方針のほか、駅前通や大通、東4丁目線など、重点エリアが8か所ございますが、そのエリアにおけるみどりづくりについて皆様方にご説明をさせていただきました。

この説明に対して、委員の皆様方から寄せられたものとしましては、方針本書の策定に向けて、まず、記述をシンプルな表現にしてほしい、それから、民間再開発の機会を捉えたみどりの強化については能動的かつ積極的に取り組むことというようなご意見をいただきました。

続いて、大通公園の連続化についてをご覧ください。

大通公園の連続化についても、前回、簡単に触れさせていただきましたが、そのときに使った大通公園エリアの説明について振り返りたいと思います。

パワーポイントの資料を見ていただきたいと思いますので、委員の皆様は、正面のスクリーンをご覧ください。

こちらの資料は、前回、大通公園エリアの説明のときに使用した資料です。

こちらの資料では、上のところに囲みで方針が三つ記載されています。この中で、方針の二つ目、画面の右上の囲みになりますが、方針の2の中で「大通公園の魅力と機能の向上」という記載があります。当時は、私から、大通公園が再整備後30年余り経過して老朽化が進んでいることから、今後再整備を検討していきたいと考えていることや、公園の利用状況や周辺の交通量などの様々な調査を行いながら大通公園の連続化についても今後検討を進めていきたいということを皆さんに説明させていただいたところです。

また資料にお戻りいただきたいのですが、左側の下のところになります。

この審議会を実施した後、大通公園の連続化に関して報道が様々出されました。

具体的には、「一部市道の廃止に伴う大通公園の拡張」という表題例として、大通公園の拡張が既に決定事項であるような報道が一部からありまして、その後、市民の方などから、賛否を含め、様々な意見をいただきました。

我々としても意を用いて説明をしたところではありましたが、結果として、伝え方が十分ではなかったのではないかとということで、今後はより一層丁寧な説明をしていく必要があるのではないかと意を新たにしたところでもあります。

この大通公園の連続化に関する市の考え方としては、その後の市長の記者会見におきまして市長から説明が行われたほか、議会の場でも関連した質問がありましたので、それに対して答弁をしております。

今回は、この5月に行われました令和4年第2回定例市議会でのやり取りについて説明をいたしますので、資料の右側をご覧ください。

質問の一つ目は、「大通公園の連続化」についてと題しまして、自由民主党の中川議員からいただいたものです。

質問の骨子は、連続化の議論の背景や交通量調査の実施意図、交通量調査と連続化との関連性についてであります。

この質問に対して市長が答弁を行いまして、札幌市まちづくり戦略ビジョンなどのまちづくりに関する上位計画では、都心部における重点的なみどりの充実などを目指していること、これを踏まえまして、大通公園の魅力と機能を一層高めるために、様々な方策案の一つとして連続化の検討を示したこと、そして、交通量の調査は今後の大通公園の在り方を検討する上での基礎資料の目的で実施すること、大通公園の今後の連続化の検討につきましましては、公園の魅力向上を議論する中で、市民や関係者などの意見を聞きつつ、可否を含めて慎重かつ丁寧に議論していくということを答えております。

続いて、下半分の囲みのところですが、二つ目の質問といたしまして、今後の大通公園についてと題して、民主市民連合のうるしはら議員からいただいたものです。

質問の骨子は、連続化との関係性を踏まえた今後の大通公園の在り方についてということとです。

この質問に対して、市長の答弁ですが、大通公園はみどり豊かな憩いの空間であるとともに、にぎわいの空間でもあり、札幌の魅力を象徴する都市空間であるということ、現在、

公園周辺で進む再開発に併せまして、大通公園についても魅力と機能を一層高める取組が必要だということ、このため、都心のみどりづくり方針においては、大通公園の再整備や官民連携による機能の向上などの策を掲げておりまして、公園の連続化は其中で示した検討手法の一つであるということをお答えしております。そして、自民党からの質問と同様ではありますが、連続化については、市民や関係者などの意見を聞きつつ、可否も含めて慎重かつ丁寧に議論をしていくと結んでおります。

以上の経過を踏まえつつ、都心のみどりづくり方針の取りまとめに向け、今後の予定などを次の資料でご説明します。

資料を1枚おめくりください。

初めに、都心のみどりづくり方針の策定スケジュールについてお示ししています。

表の縦軸は緑の審議会や検討委員会などの検討のステージを指しておりまして、横軸は主に今年度末までの時間軸となっています。

方針の検討状況は、7月末に開催いたしました検討委員会での議論を踏まえまして、現在、内容を調整しているところであります。今後は、9月以降に実施予定でありますオープンハウスという札幌市と市民による双方向の意見交換の場のほか、大通公園での交通量調査や園内の利用実態調査などの結果を踏まえて10月に開催する予定の第8回検討委員会に方針案を示したいと考えております。

その後、緑の審議会におきましては、年明けとなりますが、パブリックコメントの前後に、1回ずつ計2回、ご報告とご意見をいただく機会を予定しております。

最終的には、令和5年3月の方針策定を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、方針策定に向けた現在の検討状況を検討のポイントとしてご説明します。

(2)の検討のポイントを左側からご覧ください。

まず、方針策定に向けた表現などについてです。

初めに、策定に向けた方針本書の表現などの修正については、たくさんのご意見をいただいておりますので、前回の審議会でいただいたご指摘も踏まえまして、できるだけシンプルな文章表現やイラストなどを盛り込んだ視覚的な表現への対応を現在進めているところであります。

続いて、真ん中の囲みの民間開発の機会を捉えたみどりの強化についてです。

民間事業者の方に、より一層、質の高い緑化を進めていただくことを目標に、整備事例などを具体的に示した(仮称)緑化ガイドラインの策定につきまして検討を進めていきたいと考えています。

このほか、既存のみどりづくりに関わる事業者向けの補助制度や活動団体向けの支援制度の運用を効果的に進めるため、その取組内容の点検や制度の見直しなどを進めていくほか、都心部で現在進んでおります再開発事業などへのみどりの創出などに関する働きかけをこの方針の策定をきっかけとして進めてまいりたいと考えています。

続いて、表の一番下の右側の囲みになりますが、大通公園の在り方検討についてです。

大通公園の在り方検討については、今年度実施する交通量や園内利用状況に関する調査により、改めて現状の把握を行った後、大通公園重点エリアとしての三つの方針に基づきまして、憩いとにぎわいの両立を見据えた利用方策の検討、老朽化した公園施設への対応を含む機能や魅力の向上方策の検討、公園と沿道まちづくりとの連携の3点について、次年度以降に具体の検討を進めていきたいと考えております。

最後に、まとめとなりますが、3月にご説明しました八つの重点エリアについてのみどりづくりの進め方を踏まえ、本日ご説明した内容、さらには、これまでいただいたご意見による修正を加えまして、年明けの緑の審議会において方針案としてお示ししていきたいと考えております。

簡単ではありますが、都心のみどりづくり方針の策定に関わる進捗報告を終わります。  
○愛甲会長 都心のみどりづくり方針について、今日は具体的な中身の資料はないですけども、主に前回の審議会からの後の進め方についてご説明していただきましたので、ご質問やご意見などがありましたら伺いたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 片山副会長も検討会議に出ていらっしゃるんですが、私から少し補足します。

報道されたように、大通公園のことだけを別に議論しているわけではなくて、実は、結構大きいのは、先ほどの検討のポイントの真ん中にも書いてありましたけれども、都心部で再開発がこれからかなり進むということで、その際、民間の方にどれだけ緑化に協力していただけるかです。

空地をつくったりはされると思いますが、そういうところでどういう緑化を誘導し、札幌らしい空地の緑化をしていただくかという具体的なガイドラインみたいなものをつくらなければいけないのではないかとということで、それをできるだけ早くつくらないと、壊したり建ったり、いろいろなものがもう既に始まっていますので、間に合わないのではないかとこの話があって、ここが結構大きいのです。

おまけに、民間の方が自分たちの開発事業の中でやられるわけですから、そういう取組をされるのがまちづくりにも役立つし、それぞれの事業者の方の事業にもお役に立つのかという魅力も併せて示していかないとなかなかご協力はいただけないだろうというところがあって、そこをどういう書きぶりにして今回の方針の中で示していくかは工夫をしなければいけないところかなと思っています。

具体的なものは、次の審議会のときに皆さんには見ていただくことになると思いますので、そこでまたご意見をいただければと思います。

それから、大通公園の話だけが出ていますけれども、ポイントを言えば、東4丁目通、それこそ、今言った再開発とも関係がありますが、札幌駅の周辺や創成川の周辺ですね。要は、札幌駅が東伸することによっていろいろなことが起きる際、都心のみどりをどう増やし、まちの魅力アップにつなげていけばいいかという中で大通公園の話もその中の一つとしてあるわけです。



大通公園についていえば、連続化だけが出てきていますけれども、そろそろ再整備をしなければいけない時期にも来ているし、イベントの関係、あるいは、都心部にお住まいの方が最近はやっとずつ増えてきて、日常的なレクリエーションの場所として使われる市民の方もいらっしゃるの、その辺とのバランスをどう取るかなど、いろいろな課題があるわけです。

それに対し、いろいろなことが魅力アップも含めて考えていきますし、周辺のまちと大通公園がちょっと分離しているのではないかという話もあるのですね。見た目にもそうですし、植栽の問題もあると思いますけれども、ひょっとしたら、場所によっては公園内の植栽を整理し、周りの街路との連続性を高めるような、そちらのほうの連続性ですね。別に道路を遮断するという意味ではなく、見た目だったり、人の行き来だったり、機能の面での連続性を高めて、せっかくまちの中にある一番大きな公園で、市民の注目も一番集まる場所ですから、周辺の街区も含めて活用してもらったり、魅力が上がって、もっと多くの方が訪れるような、まちの中心になるようなことに大通公園が一役買うには公園をどう変えていけばいいか、具体的にはその議論は来年度以降になるのでしょうかけれども、そういった話をしているということです。

今日すぐにご意見などがなくても構いませんが、次の機会にでも見ていただいて、ご意見をいただければと思います。

部長から補足があればお願いします。

○事務局（中田みどりの推進課長） 愛甲会長、補足をしていただき、ありがとうございます。

今、緑化ガイドラインについて少し補足していただきましたので、私からも少し補足したいと思います。

先ほど会長からもありましたとおり、民間の再開発やオープンスペースの計画時に建築物の緑化計画の立案をする際、事業予定者の方からご相談を受けたり、その際にアドバイスをしたりするなど、そういう活用を現時点では想定しています。

そのガイドラインの運用に当たっては景観や札幌らしさなどを大事にしていきたいと思っていますし、重点エリアごとの特徴なども捉え、その場所にどういう配置をしたらいのかなど、札幌市の考え方を示すことで事業者の背中を押してあげられたらいいのではないかなと考えています。

当然、みどりの推進部だけの立場ではなかなかできませんので、地区計画など、そういう窓口になってくださっている庁内の部局と連携を取りながら、ガイドラインを浸透させていければいいかなと思っています。

○事務局（高橋みどりの推進部長） 会長からご指名がありましたので、一言申し上げます。

昨年度まで私は再開発関係の担当部長をしておりまして、今、会長からありました札幌駅前の再開発の案件を都市計画審議会に諮った担当の部長でした。そのときに都市計画審

議会の委員でありました福田委員や巽委員からも緑化のご質問を受けたのはよく覚えております。そして、当時、僕からは、法定的な緑化、基準としての緑化はもちろん進める上で、これから、開発事業者との間で、道路と一体となったみどりのしつらえとか、屋内の緑化の在り方ができるだけ高質になるように働きかけていきたいと答えた記憶がございます。

その当時、その職としてはそれが精いっぱいだったというようなことでもありますが、まさに今この職に就いて、都心のみどりづくり方針、さらに、緑化ガイドライン、民間開発との連携が非常に重要なテーマになっています。

本来は都市計画決定の前までにそういうものが一つのインセンティブになるような方向とすることが望ましいのだとは思いますが、計画策定とそれぞれの開発にはどうしてもタイムラグが出てしまっていて、後づけになるものもあるかと思っています。

それでも、民間事業者様も無駄なオープンスペースは商売の邪魔だと思っているわけではなく、やはり、そういう魅力的な空間がお客様を呼びますし、札幌のまちづくりに貢献すると思っていられる開発者の方と僕は付き合ってきましたので、どういう緑化がまちにとっても事業者にとっても望ましいかは考えていただけたらと思っておりますし、建設工事はこれからですので、やっていくチャンスはあると思います。

ですから、追っかけではありますけれども、こういうものをつくった中で働きかけていくツールにしていきたいなと思っています。

○愛甲会長 何かあれば伺っておきますが、よろしいですか。

○巽委員 いつも、都市計画の再開発のたびに、みどりのことはどう考えているのかと言ってはいたのですが、参考になるような、今開発されて、みどりがすごくすてきな商業施設の紹介などをするのはどうなのでしょう。

一般市民としては、サッポロファクトリーのみどりは、すごく細かく手入れをされていて、いつ行っても係の方がいらっしゃって、芽を摘んでいたり、お花もすごくきれいで、中にもお花が飾ってあったり、景観的にすごくすばらしいのです。

例えば、今はラソラ札幌になってしまったのですが、前のイーアス札幌という東札幌にある商業施設は、多分、ラソラになってからだと思うのですが、草がぼうぼうで、全然、景観を考えていないなというのが見えて伝わるような状態です。でも、あそこは、それこそ、札幌コンベンションセンターも近くにあって、つながっていくような場所なのになと残念な思いであります。

ですから、開発する際、市として、こういうすてきな商業施設にみどりがあるよということを、みどりのガイドマップとして、簡単なものでもいいですけども、観光客向けにつくってもいいですし、みどりがすごく好きな方は多分いらっしゃると思うので、そういうものを札幌のみどりとして紹介させてもらいますと伝えていければ、連続してそういうところを見て回ってくれる人も出てくるのではないかと思います。

よろしくをお願いします。

○事務局（中田みどりの推進課長） ご意見をありがとうございます。

確かに、札幌市のみどりを見ていいなと思ってくださる観光客の方もたくさんいらっしゃると思います。

みどりのマップというようなご提案だったと思います。今回、我々が今やろうとしているガイドラインとの関係性でいくと、その中でも、事業者の優良事例の紹介などは念頭に置いて考えていく予定で、そこに通ずるものがあるのではないかなと今聞いていて思いました。

事業者の参考になるようなものだけではなくて、個人の方でも、観光客の方でも手に取ってもらえるようなものになれば、さらに幅の広がったガイドラインになるのかなとお見受けしました。

どこまで広げられるかは中でまた検討させていただきますが、いいものにしていきたいと思っております。

○愛甲会長 今、異委員からお話ししていただいたことはみどりの基本計画の議論をする中でも出てきた話で、民間の認証制度も既に幾つかありますよね。SEGESといって、緑化したビルや工場を認証し、それをお披露目して、さらに、都市緑化機構なんかは、それを集めたガイドマップなんかをつくったり、好きな方は、それを持っていろいろと緑地巡りをされたり、みどりのビルを巡ったりする方も最近はいて、そのためのガイドブックも出ています。

札幌では、残念ながら、そういうものに登録されている場所はまだ少ないですが、積極的に民間の事業者に働きかけていくことも大事なかと改めて今話を聞いていて思いました。

ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 時間が少なくて申し訳ないです。おまけにちょっとオーバーしてしまいましたが、皆さんに見ていただいたものは検討委員会でもまた議論をしていくことになります。

オープンハウスは9月中ですか。

○事務局（中田みどりの推進課長） 9月11日日曜日、12日月曜日を予定しております。

○愛甲会長 地下歩行空間でオープンハウスを行う予定になっていますので、お時間のある方はぜひ訪れていただいて、ここで言い足りなかった意見をそこで言っていただければと思います。そして、いろいろと広めていただいて、市民も含めて議論していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の議題は終わります。事務局にお返しします。

#### 4. 閉 会

○事務局（中田みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたりましてご議論いただき、ありがとうございます。

次回の審議会は、1月に都心のみどりづくり方針の策定に関わる報告などをテーマに開催を予定しております。詳細が決まりましたら事務局から正式にご案内をさせていただきますと思います。

以上をもちまして第92回緑の審議会を終了します。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上